

## 山形市議会政務活動費の取り扱いに関する要領

(平成22年3月26日制定)

(平成25年2月27日一部改正)

(趣旨)

第1 この要領は、山形市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第20号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例第2条の規定により交付される政務活動費の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(政務活動の範囲)

第2 政務活動として認められる範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本会議で審議する案件その他市政の一般的課題について行う調査研究及び情報収集
- (2) 政治家、行政関係者、各種団体関係者等との意見交換及び情報収集
- (3) 住民からの市政及び議員の政策に対する要望、意見等の聴取並びに住民との意見交換
- (4) 市の政策等についての住民への報告及び広報
- (5) 議員としての補助金の要請、陳情活動

(取り扱いにあたっての留意事項)

第3 議員は、政務活動費専用口座を開設するとともに、次に掲げる事項に留意のうえ、自らの責任において適切に政務活動費を取り扱うものとする。

- (1) 政務活動としての必要性があり、かつ、それに要した金額や態様等に妥当性があること。
- (2) 支出にあたって適正な手続がなされていること。
- (3) 支出された経費が説明できるよう書類等が整備されていること。
- (4) 支出の報告は、政務活動を実施した日付が政務活動費の交付年度内であれば、領収書の日付は、翌年度の4月30日まででも差し支えない。
- (5) 政務活動費交付申請書及び請求書は、会派経理責任者が会派に属する議員分を取りまとめ提出するものとする。

(実費支出の原則)

第4 政務活動費の支出にあたっては、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、政務活動に要した実費による支出を原則とする。

(按分による支出)

第5 政務活動とそれ以外の活動のそれぞれが含まれる経費を支出する場合には、実績や実態等に準じた合理的な割合で経費を按分するものとする。

(使途項目別運用基準)

第6 条例第2条第2項に規定する使途基準の運用上の主な基準は、次のとおりとする。

(1) 研究研修費

- ア 他の団体が開催する会議・研修会等に付随する会合等に参加する場合の食糧費については、当該会議・研修会との一体性があり、かつ、その内容も情報交換や

意見交換を伴うなど、社会通念上妥当な範囲のものであれば支出できるものとし、その上限は5,000円とする。

イ 自らが主催する会議・研修会等における参加者の飲食経費については、茶菓子代として、1人あたり300円まで支出できるものとする。

ウ 旅費を伴う会議・研修会等への参加に要する経費については、調査旅費に関する支出基準に準じるものとする。

(2) 調査旅費

ア 宿泊費は実費とし、市の旅費規定に定める金額を上限とする。ただし、特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

イ 交通費は実費とし、移動の手段、経路等については、社会通念上妥当な範囲のものであること。ただし、特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

(3) 広報広聴費

ア 広報紙、報告書、ホームページ及び広聴会等の内容に政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、原則として、上限を2分の1とした範囲内で合理的な割合により経費を按分する。

イ 自らが主催する報告会及び広聴会等における参加者の飲食経費については、茶菓子代として、1人あたり300円まで支出できるものとする。

(4) 要請・陳情活動費

作成した資料や文書等の内容に政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、原則として、上限を2分の1とした範囲内で合理的な割合により経費を按分する。

(5) 資料作成費

作成した資料の内容に政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、原則として、上限を2分の1とした範囲内で合理的な割合により経費を按分する。

(6) 資料購入費

新聞・雑誌等の購入にあたっては、真に必要な部数とする。

(7) 人件費

政務活動に従事するために雇用する者がそれ以外の用務にも従事している場合は、勤務実態等に応じ合理的な割合（政務活動に従事する平均時間、日数等）で経費を按分するものとし、その従事割合が明確にできない場合は、原則として2分の1を上限とする。

(8) 事務所費

政務活動以外の活動と共用する経費（事務所の維持管理に要する経費、電話・FAX代等）について、その割合が明確に区分できない場合は、原則として、上限を2分の1とした範囲内で合理的な割合により経費を按分する。

(9) 通信・交通費

ア 政務活動以外の活動と共用する経費について、その割合が明確に区分できない場合は、原則として、上限を2分の1とした範囲内で合理的な割合により経費を按分する。

イ 先進地調査及び現地調査以外の政務活動に要した燃料費については、登録車両に係るものに限定し、原則として領収書に記載された金額の4分の1を上限とする。

(政務活動費として支出できない経費)

第7 政務活動費として支出できない経費は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 交際費的経費
  - ア 冠婚葬祭、祝賀会等への出席に要する経費
  - イ 病気見舞、餞別、中元・歳暮、慶弔電報、年賀等の儀礼に要する経費
- (2) 飲食経費
  - ア 飲食を主目的とする会議への出席に要する経費
  - イ 町内会、消防団等の各種団体の会食・懇親会のみへの出席に要する経費
- (3) 選挙活動経費
  - ア 選挙活動のために要する経費
- (4) 政党・団体等活動経費
  - ア 党大会への出席に要する経費
  - イ 政党母体団体活動に要する経費
  - ウ 政党母体団体組織の事務所の設置及び維持に要する経費
  - エ 党大会賛助金その他政党の収入となる経費
- (5) 後援会活動経費
  - ア 後援会事務所の設置及び維持に要する経費
  - イ 後援会広報紙の作成、配布等に要する経費
  - ウ 後援会主催の報告会等の開催に要する経費
- (6) 私的活動に要する経費
  - ア 個人的に加入している団体の会費及び参加費
  - イ 私的な旅行、観光等に要する経費
  - ウ 私的財産の形成につながる経費
- (7) その他の経費
  - ア 費用弁償又は報酬が支給される会議等への出席に要する経費
  - イ 事務所として使用する不動産の購入、建築、改修等に要する経費
  - ウ 挨拶やテープカットのみを目的とした式典等への出席に要する経費
  - エ 社会通念上、妥当性を超える経費
  - オ 公職選挙法等の法令に抵触する経費
  - カ 情報交換・意見交換を伴わない会合等への参加に要する経費

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に交付される政務調査費について適用する。
- 2 市議会は、今後の運用状況を勘案し、必要に応じ、この要領に定める事項の見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 平成22年3月31日までに交付された政務調査費の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領による改正後の山形市議会政務活動費の取り扱いに関する要領は、条例の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの要領による改正前の山形市議会政務調査費の取り扱いに関する要領の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 2 市議会は、今後の運用状況を勘案し、必要に応じ、この要領に定める事項の見直し等の必要な措置を講ずるものとする。